

学校における働き方改革取組方針

竹原市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
竹原市教育委員会

はじめに

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教職員にかかっていると言っても過言ではありません。このことは、いかに社会が変化しようとも変わるものではありません。教職員は、児童生徒の人生に大きな影響を与え、児童生徒の成長を直接、感じることができる素晴らしい職業です。

一方で、現在、児童生徒が抱える課題が複雑化・困難化するとともに、保護者や地域からの学校や教職員に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、現在の教職員を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にあります。

令和6年8月27日、中央教育審議会において、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」答申がなされ、学校における働き方改革の更なる加速化、教職員の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実など、教職員を取り巻く環境整備の一体的・総合的な推進に向けて具体的な提言がなされました。また、令和7年6月、公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部が改正され、教職員の勤務状況や勤務環境などを改善し、健康な状態で意欲と能力を最大限発揮しつつ、児童生徒に対してよりよい教育を行うことができるよう学校における働き方改革を推進することは喫緊の課題となっています。

竹原市教育委員会（以下、「市教育委員会」という）においては、現状及び課題を整理し、「学校における働き方改革取組方針」を策定して、目標や取組内容等について示し、働き方改革の推進に努めて参りました。教職員の業務量の適切な管理、健康及び福祉の確保を図るための取組を進めることで、一定の効果を上げておりますが、長時間労働のさらなる改善が必要であると認識しています。

国を挙げて働き方改革に向けた動きが加速している中で、市教育委員会として、学校における働き方改革を推進するため、この度、令和8年度からの総合的な取組方針を策定することとしました。

保護者や地域の方々の御理解をいただきながら、本取組方針に基づき、市教育委員会や学校等の関係者が足並みをそろえ、着実に取組を進めてまいります。

竹原市教育委員会教育長 高田 英弘

< 目次 >

I	策定の趣旨	1	
II	現状と課題	2	
	1	これまでの取組	2
	2	現状と課題	3
III	目指す姿・竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割	4	
	1	目指す姿	4
	2	竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割	4
IV	期間・目標	4	
	1	期間	5
	2	目標・成果指標	5
V	取組の柱	6	
VI	取組内容	6	
	1	教職員の業務量の適正化	6
	2	教職員が業務を効率的に行うことのできる環境整備	8
	3	教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	9
VII	フォローアップ	11	

I 策定の趣旨

学校の教職員が関わる児童生徒が抱える課題は複雑化・困難化しており、不登校児童生徒数の急増及び特別な支援を必要とする児童生徒数の急増への対応・支援、福祉担当部局や児童相談所等の関係機関との連携、また、保護者や地域からの要望への対応など学校や教職員の負担が増大してきた。

こうした実態の改善に向け、平成31年4月から令和8年3月まで「学校における働き方改革取組方針」を策定し、「児童生徒と向き合う時間¹の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてきた。併せてこの間、令和3年4月に「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定するとともに、令和5年4月1日に「竹原市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定した。教職員の勤務時間の管理を行うことにより創出した時間を教職員自身のウェルビーイング及び資質能力の向上に生かし、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出すことに取り組んできた。

また、令和7年6月、公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部が改正により、服務監督教育委員会に「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下、「実施計画」という。）の作成等が義務付けられるとともに、教育に関わるすべての関係者が連携・協働しつつ取組を進めることが求められている。

以上のことを踏まえ、市教育委員会として、働き方改革の取組目標としての「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）に実施計画を位置付け、教育の専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて環境を整備するとともに、管理職を中心とした組織的な学校体制を構築し、教職員一人一人の働き方に対する意識を醸成して、竹原市立学校における働き方改革を推進することとする。

¹ 「児童生徒と向き合う時間」

授業・授業準備・教材研究・部活動・個別指導など、児童・生徒の指導に関係のある業務に従事する時間

Ⅱ 現状と課題

1 これまでの取組

項目	令和7年度までの取組状況
学校の諸表簿等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導要録の一部電子化（様式1） ○ 指導要録の電子化（様式2含む） ○ 公文書の押印を段階的に廃止
メール処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ メールの件名の統一 ○ 通知文等の精選
部活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動休養日（平日1日及び土日のいずれか1日）の実施 ○ 部活動指導員、合同部活動の導入
I C T活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務時間管理システムの導入 ○ グループウェア「ミライム」の導入
調査書、報告書等の作成提出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査物の対応（市教委が対応できるものを精選） ○ 外部機関からの依頼の精選 （配布物の学級ごとの整理・作品依頼の提出対応）
地域、保護者、関係機関の対応、連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「教職員の勤務時間外の電話対応及び来校者への対応について」の発出（保護者へ） ○ コミュニティ・スクール全校導入
定時退庁日、一斉閉庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 少なくとも週1日の定時退校日の実施 ○ 夏季、冬季一斉閉庁日の実施
方針、規則等の制定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「竹原市立学校の働き方改革推進宣言」 ○ 「竹原市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定 ○ 「学校における働き方改革取組方針」及び「竹原市立学校の教師の勤務時間の上限に関する指針」の策定
研修等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市主催研修の30%減
教職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市費による事務職員、養護教諭、学校教育支援アドバイザー、読書活動推進員、理科支援員、介助員等の配置
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夏季休業中における勤務時間の繰り上げ、繰り下げの実施

2 現状と課題

- (1) 児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教職員（管理職を除く）の割合

（ミライム活用状況アンケート結果）

年度	12月
令和4年度	71.8%
令和5年度	80.1%
令和6年度	77.8%
令和7年度	75.7%

令和7年度は令和4年度と比較すると3.9ポイントの改善がみられており、本方針が教職員に浸透するとともに、学校における地道な取組の成果が表れていると考えられる。令和5年度には、目標・成果指標の8割に達した状況もあった。しかし、令和7年度は、目標・成果指標の8割には達しておらず、引き続き取組が必要である。

- (2) 時間外在校等時間が月45時間以下及び年間360時間以下となる教職員割合
(年間)

年度	月45時間以下	年間360時間以下
令和4年度	77.7%	49.1%
令和5年度	77.2%	53.0%
令和6年度	81.9%	56.6%
令和7年度（1月）	80.0%	70.4%

- (3) 教職員（管理職を除く）における1週間あたりの持ち帰り業務の合計時間

	小学校 (義務教育学校前期課程含む)	中学校 (義務教育学校後期課程含む)
令和4年度	5.0時間	5.6時間

令和5年度	6. 6時間	5. 8時間
令和6年度	3. 9時間	5. 7時間
令和7年度	5. 5時間	5. 6時間

(2)における、令和4年度の時間外在校等時間について、月45時間以下の教職員と令和6年度の教職員とを比較すると、4.2ポイント改善されている。また、令和4年度の年間360時間以下の教職員と令和6年度の教職員とを比較すると、7.5ポイント改善されている。しかし、(3)の持ち帰りによる業務の時間については、小学校及び中学校とも依然多い状況から、時間外在校等時間の縮減と持ち帰り業務の縮減との関係を十分に考慮した取組を進めていく必要がある。

(4) 仕事に働きがいがあると感じている教職員

年度	度数
令和6年度	3. 3
令和7年度	3. 3

市立学校の教職員を対象としたストレスチェックにおいて、「仕事に働きがいがある」と感じている教職員は、4段階評価（4が高評価）において3.3であり、全国平均2.6より0.7ポイント高い状況である。

Ⅲ 目指す姿・竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割

1 目指す姿

- 本方針に基づいた取組を進めることにより、学習指導要領を確実に実施し、新たな課題等へ適切に対応できる「学びの変革」を推進する学校体制を構築するとともに、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することで、教育の質の向上を図る。
- 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを徹底することにより、学校全体の長時間勤務が縮減され、教職員一人一人が健康で、生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

2 竹原市教育委員会及び竹原市立学校の役割

(1) 竹原市教育委員会

本方針を踏まえ、学校における働き方改革に向けた各取組内容を検討及び実施し、取組の効果の検証、改善を図りながら主体的且つ継続的に取組を推進するとともに、市長部局や関係機関等と連携を図る。

(2) 竹原市立学校

校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、本方針に基づき、学校運営協議会や教職員との共通理解を図った上で、地域や保護者の協力を得ながら教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

IV 期間・目標

1 期間

令和8年度～令和11年度

※ 政府として令和11年度までに教員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に掲げていることから、本方針の取組期間についても令和11年度までに設定する。

2 目標・成果指標

(1) 児童生徒と向き合う時間の確保

・児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員（管理職を除く）の割合が、令和11年度には85%以上となることを目指す。

(2) 長時間勤務の縮減

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下となる教職員の割合が、令和11年度には100%となることを目指す。
- ・1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度となることを目指す。

(3) 仕事に働きがいがあると感じている教職員

・仕事に働きがいがあると感じている教職員を令和11年度には、3.5以上となることを目指す。

V 取組の柱

上記の目標を達成するため、次の3つの視点を柱として取組を推進

- 1 教職員の業務量の適正化
- 2 教職員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
- 3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

VI 取組内容

1 教職員の業務量の適正化

(1) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(2) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則、行わないこととする。

(3) 学校徴収金の徴収・管理

令和8年度から進める給食費の完全無償化を行うことで学校徴収金に係る業務量の軽減を図る。また、その他の学校徴収金については、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を行うなど、公会計化の検討を進める。

(4) 市費による教職員の配置

学校実態に応じた様々な業務を担うことで、教職員の負担を軽減し、学校の円滑な運営を支援する。

ア 学習指導及び生徒指導、学校事務、日常生活の支援等の充実を図るための会計年度任用職員の配置

イ 学校の不登校等児童生徒への支援充実を図るための学校教育支援アドバイザーの配置

ウ 学校図書館の環境整備及び管理の充実を図るとともに、児童生徒の読書意欲の向上及び教科学習への活用による学力向上を図るための学校司書の配置

(5) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進

ア 学校経営計画及び学校評価表に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。また、学校運営協議会による学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。

イ 校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。

ウ 教職員一人一人の業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、人事評価制度を活用して働き方改革を推進する。

エ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する。

オ 管理職だけでなく、教育職員一人一人がカリキュラム・マネジメントの視点を持ち、標準授業時数を大幅（小4以上は年間で1086単位時間以上）に上回らないよう以下の観点から教育課程を編成する。

- ・児童生徒の学習状況等や教職員の勤務の状況
- ・近年の休校や学級閉鎖等の状況
- ・教育課程の編成・実施における授業時数の配当や運用の工夫が可能かどうか
- ・指導体制の見直し・改善が可能かどうか

令和5年8月28日 中央教育審議会初等中等教育分科会 質の高い教師の確保特別部会教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）より

(6) 部活動指導に係る教職員の負担軽減

ア 市教育委員会が策定した「運動部活動の方針」及び「文化部活動の方針」を踏まえた各学校において、活動の方針を策定するとともに、方針に基づいた部活動休養日や活動時間の徹底を図る。

イ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員及び外部講師の活用の拡充など運営体制の充実に向けた検討を進める。

ウ 大会等の統廃合や大会運営の見直し等を関係機関・関係団体に働きかける。
また、部活動の地域展開を見据えた様々な取組の可能性の検討を進める。

- (7) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
学校では解決が困難な事案に対して、学校が市教育委員会と連携して、弁護士等の専門家に相談ができる体制を、より効果的に活用できるように周知・徹底を図る。

2 教職員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

(1) 校務支援システム等 I C T の活用促進

成績処理システムや通知表作成システム等を一元化した校務支援システムを導入し、効率的な運用を図る。また、I C T 機器を活用した業務の効率化について、検討を進める。

(2) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

ア 学校が作成する各種計画や市教育委員会が実施する各種事業、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。

イ 新たな業務を付加する場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

(3) 研修等の見直し

教職員の負担軽減の視点も踏まえた効果的な研修の在り方や、市主催研修と県教育委員会主催の研修内容の重複を避けるなど、質の維持を図りながら、内容や回数、開催時期等の検討を進めるとともに、研修に係る作成資料等の簡素化を図る。

(4) デジタル機器を活用した授業改善

各学校において作成した教材・指導案等を市内全校において共有化を進め、教材研究や授業準備の効率化を図るとともに、デジタル教科書を効果的に活用して個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進める授業改善を推進する。

(5) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

児童生徒を取り巻く様々な課題等に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置を県教育委員会との連携を通して検討するとともに、関係機関との連携を充実させる。

(6) 学校・教職員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

ア 「学校と教師の業務の3分類」の中でも、特に「学校以外が担うべき業務」については、外部委託や会計年度任用職員の配置、地域ボランティアの活用等、業務の役割分担及び適正化を進める。

イ 部活動に係る保護者との連絡体制や勤務時間外の電話対応による教職員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

ウ コミュニティ・スクールの推進を通して、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担についても検討し、学校以外が担うべき業務の縮減を図る。

3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

(1) 学校における勤務時間管理の徹底

ア 教職員の健康管理や長時間勤務の縮減に向け、出退勤管理システムにより、教職員の勤務時間を把握し、適正な勤務時間管理を行う。

イ 管理職は、把握した勤務時間を踏まえて、教職員と面談を行い、必要に応じて保健管理医との面談を勧めるなど教職員の健康管理に努める。

ウ 市教育委員会が年2回実施するストレスチェック制度を積極的に活用して、教職員は自分に合ったセルフケアに努め、管理職は職場のストレス要因の軽減を図るとともに、心理的安全性の高い職場づくりを進め、市教育委員会は課題のある学校に対して個別に対応し、改善策を検討する。

エ 各学校で教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安を設定することや、教職員が自ら退校予定時刻を毎日設定するなど、タイムマネジメントに基づいた業務改善を通して、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。

オ 市教育委員会は、必要に応じて調査をしたり学校訪問を行ったり、管理職研修等において適切に指導したりするなど、学校とともに働き方改革に向けた取組を進める。

(2) 学校における定時退校日の推進

小学校では、1週間のうち平日1日は定時退校日を設定し、中学校、義務教育学校では、1週間のうち平日1日は部活動休養日と併せた定時退校日を設定するなどし、教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

(3) 一斉閉庁期間の設定

- ア 8月のいわゆるお盆前後の3日間を夏季一斉閉庁日とする。
- イ 年末年始においては、その前後各1日を冬季一斉閉庁日とする。
- ウ 一斉閉庁の期間の延長や上記以外の閉庁期間の設定について検討する。

(4) 学校衛生委員会の機能化

教職員の安全衛生管理、健康管理を推進するため、学校衛生委員会を定期的（月に1回）に開催し、施設の整備状況や教職員の時間外勤務、休憩時間の利用状況、持ち帰り業務の状況や健康状態等の情報交換等を行うとともに、全教職員に委員会の議事録等を周知するなどして職場環境の改善・充実を図る。

(5) 心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について積極的に周知し、利用促進を図る。

VII フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを行う。

(1) 現状把握と公表

市教育委員会は、市内各学校における働き方改革の取組状況を把握し、公表するとともに、市教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。

(2) 状況改善に向けた学校への支援・指導

市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。